

令和8年度 「誘致活動サポート事業」に係る
業務委託仕様書

那覇市 経済観光部 商工農水課

1 はじめに

近年、生成 AI をはじめとする革新的なデジタル技術の急速な進化により、産業構造やビジネスの在り方は次なる段階へと移行している。一方で、物価高騰や深刻な人手不足が企業の収益や市民生活を圧迫する中、次世代にわたる持続可能な発展を支える経済基盤を構築するため、地域経済の多角化と高付加価値産業の育成が課題となっている。

こうした中、本事業では、県外からの先進的な取組を展開している産業の誘致に取り組み、市内企業との相乗効果を創出することで、地域産業の高度化を図る。

また、「那覇市企業立地促進事業」と連携し、高度 IT、バイオテクノロジー、半導体産業などの先進的な企業誘致を積極的に推進することで、市域全体の経済活性化および振興を図る。

2 事業の必要性・期待される効果

沖縄の経済的中心地を担う本市にとって、持続可能な成長基盤の構築は最重要課題である。長く不景気が続いていた平成 12 年以來、課題であった市民の雇用確保のため、積極的に県外から企業誘致を展開してきた。しかし現在は、少子高齢化に伴う労働力不足やコスト増大といった構造的な課題に直面し、これまでの量的拡大のみならず、デジタル技術の社会実装による「労働生産性の向上」と「高付加価値化」へのシフトが不可欠となっている。

また、生成 AI やバイオテクノロジー等の先進技術の進展により、ビジネスの在り方も大きく変わりつつある。九州における半導体産業の集積が、高度な人的資源の流入とサプライチェーンの活性化をもたらしているように、次代を担う革新的な最先端技術を戦略的に取り込むことで、地域全体の経済活性化と持続可能な成長が期待されている。

県内においては、経済界が中心となった「GW2050 PROJECTS」にて、那覇空港から普天間飛行場に至る西海岸地域を価値創造重要拠点と位置づけ、次代の沖縄の進化を象徴する「世界に開かれたゲートウェイ」を目指しており、本市としても、従来の枠組みを超えて革新的な技術や知見を積極的に導入し、次世代の産業基盤を構築する先導的な取組が求められる時期にあると考える。

そのため、本事業では、本市の特性を活かした独自の戦略を展開し、革新的技術

を持つ企業の集積を図る必要がある。これにより、最新の技術と知識が市域に流入し、地域の技術力の向上や新たな高付加価値ビジネスモデルの構築が期待される。

特に、生成 AI やバイオ、半導体といった先導的な分野は、地域経済を支える新たな柱として、GW2050 を見据えた持続的な成長の原動力になるものと見込まれる。こうした最先端技術を有する企業の集積と、それに伴う雇用創出を促進することは、本市の経済基盤の強化に資するものであり、将来的には地域全体の発展と安定に寄与する可能性が高いと考えられる。こうした取組を通じて、地域経済の自律的な好循環が実現されることが期待される。

3 委託業務期間

契約締結日～令和9年3月19日（金）

4 事業費上限額

4,183,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 実施する業務

(1) 本事業は現在の社会情勢把握のほか、ICT 及び DX に関する国等の支援メニューや新ソリューション等の情報、中長期的な経済社会の見通し等の知見を有するとともに、県内外の情報通信関連業界の現状や課題等に精通する民間事業者
に本業務を委託し、次の業務を実施するものとする。

(2) 委託業務内容

① 進出検討企業の発掘

本市への誘致を目指す企業を 20 社程度発掘する。当該企業に対し、ヒアリングを通じて那覇市への進出ニーズを詳細に把握するとともに、那覇市及び沖縄県の立地環境、投資環境等に関する情報提供を行い、その上で本市への進出意欲が高いと認められる企業を 10 社程度選定する。

② ビジネスマッチング交流会等の実施

①で選定した進出意欲のある企業を那覇市に招致し、本市への進出を検討している企業及び関連分野の市内・県内企業（10 社程度）とのビジネスマッチング交流会等を実施する。なお、当該ビジネスマッチング交流会の具体的な内容等については、企画提案を求めるものとする。

交流会等の実施後には、参加企業に対しアンケート調査やヒアリングを実施し、那覇市への進出意向の確認に加え、立地に関する那覇市への意見や要望等を把握する。これにより、今後、県外企業が那覇市への進出を検討する契機となる施策の整理及び改善に資する基礎情報を収集する。

③ 報告書作成

実施した上記事業内容を報告書として取りまとめる。

6 成果物

本業務の成果として、以下を納品すること

○「誘致活動サポート事業」報告書： 1部

○上記及び調査関連データを収めた電子媒体： 一式

※納品方法等は協議の上決定する。

7 法令等の遵守

受託者は、個人情報及び機密情報の重要性を認識した上で、管理を厳格に行い、情報漏えい等が発生しないように万全の注意を払うとともに、個人情報の取り扱いには、個人情報関係法令等及び本市個人情報保護条例等を遵守すること。

8 受託者の責務

受託者は次の事項に留意すること。

- (1) 業務において知り得た秘密は、他に漏らさないこと。また、中立性を厳守すること。
- (2) 定められた期間に本業務が完了するよう、適切なスケジュール管理に努め、作業の円滑化を図ること。
- (3) 本業務の実施にあたり、契約書、仕様書及び発注者の指示に従い、本業務の目的、趣旨を十分理解したうえで、実施すること。
- (4) 本業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

9 費用負担

- (1) 本業務に係る一切の経費は、特に記載がない限り委託金額に含むこと。
- (2) オンライン会議の実施にあたっては、基本、受託者がホストとなること。その場合に必要な本市側の設備及び通信費は本市が負担する。

10 手直し

受託者は業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由により成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに訂正補足とその他の必要な措置を講ずること。その場合の作業に係る費用は全て受託者の負担とする。

11 その他

この仕様書に記載のない事項については、発注者と受託者において協議のうえ決定すること。

以上